

街路樹剪定作業仕様書

第1章 総則

1. 本仕様書は、勝山市の発注する街路樹剪定作業に適用する。
2. 本業務は、都市計画街路等に植樹されている街路樹の適正な維持管理を行うとともに、街路樹をその空間において適切な大きさを維持することを目的とする。
3. 作業場所は別紙位置図参照。
4. 履行期限は、令和7年12月11日までとする。
5. 作業内容は「第2章 業務内容」のとおりとする。
6. 本作業を行うにあたっては、関係法令を遵守するとともに、特に次の点に注意するものとする。

①. 作業の安全確保

本作業は、公道上での作業となることから、警察署の道路使用許可条件を遵守し、歩行者及び通行車両の安全確保に万全を期するものとする。

また、本作業は高所作業が中心となることから、労働安全衛生法を遵守して作業員の安全確保を図るものとし、事故を発生させないよう務めるものとする。

②. 剪定枝等の処分

剪定枝等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、木くずの産業廃棄物処分の許可を受けた事業所に持ち込むこととする。なお、同法律に基づき、事前に建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

搬出地：場所（(有)ユキチ産業 岩ヶ野工場）

条件（準指定処分）

7. 本仕様書に明記のない事項が発生した場合には、直ちに監督職員と協議を行いその指示に従って誠実に業務を履行するものとする。

第2章 業務内容

1. 本業務の内容は次のとおりである。

(1) 剪定作業

指定路線の街路樹の剪定を行う。剪定作業に当たっては次の要領に沿って行うものとする。

- ① 歩道の建築限界を確保するため、地表面より2.5m以下にある枝はすべて剪定を行うものとする。また、車道側への枝の張り出しは、路肩より50cm程度を目安とし、車両交通の支障とならないようにする。
- ② 樹高について上部に電線がある場合には、電線から1m程度離して芯止めを行うことを基本とする。その他については監督職員と協議の上、剪定を行うこと。
- ③ 剪定にあたっては、福井県雪対策・建設技術研究所「街路樹事例集」から抜粋した別添資料を参考とするものとする。なお、剪定量については現地の状況により変更する場合があるが、設計変更の対象としない。
- ④ 剪定作業は高所作業車を併用し行うこと。

(2) 伐採作業

指定路線の視認性を確保することを目的とし、該当箇所の街路樹伐採を行う。伐採作業に当たっては次の要領に沿って行うものとする。

- ① 伐採箇所については、監督職員の指示により決定するものとする。
- ② 伐採は可能な限り根本から行い、伐根は行わないものとする。
- ③ 伐採作業による倒木事故を防止するため、クレーン装置付きのトラック等を併用し安全に作業を行うこと。

2-5 剪定

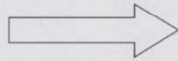
県内の街路樹は、緑陰がほしいときに、また紅葉が美しいときに、毎年幹や枝が無残なまでに切り刻まれ、こぶだらけの樹形をさらしている街路樹が少なくありません。

トウカエデ
落葉広葉樹



剪定前の樹形

樹形を考慮した
【軽剪定】



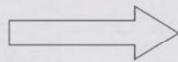
剪定後の樹形

モミジバフウ
落葉広葉樹



剪定前の樹形

樹形を無視した
【強剪定】



剪定後の樹形

市道7-93号線（元禄線）ほか 街路樹剪定業務委託

仕 様 書

1. 業務箇所	勝山市 昭和町1丁目ほか 地係
2. 業務内容	⑧市道7-93号線（元禄線） ：〔樹種〕アメリカワ N=78本 ⑨市道7-48号線（本丸線） ：〔樹種〕トチノキ N=11本 ⑪市道7-2号線、市道8-4号線（片瀬線） ：〔樹種〕イチヨウ N=62本 ⑫市道7-154号線 ：〔樹種〕シラカシ N=17本 ⑭市道8-94号線 ：〔樹種〕アメリカワ N=106本 ※剪定方法については「 中剪定 」 ※路線番号については別紙 位置図の番号を参照。
3. 履行期限	本業務の期限は、契約締結日より令和7年12月11日迄とする。

委託料算出根拠

工 種	数 量	単 価	金 額	摘 要
街路樹高木剪定				
幹周30cm未満	3 本	円	円	
幹周30cm以上60cm未満	99 本	円	円	
幹周60cm以上90cm未満	166 本	円	円	
幹周90cm以上	6 本	円	円	
枝葉処分費	11 t	円	円	
小計	274 本		円	
直接委託費	1 式		円	
諸経費	1 式		円	
小 計			円	
消費税			円	
合 計			円	